

# 避難促進施設における 火山防災訓練の実施のための支援資料

令和7年5月  
内閣府（防災担当）

## 火山防災訓練の実施の流れ

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
2. 訓練にあたっての心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
3. 避難等が必要になる状況をイメージする・・・・・・・・・・P 6
4. 訓練の内容を検討する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
5. 訓練を実施する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
6. 訓練の振り返りと避難確保計画の見直しを行う・・・・P13
7. 市町村への訓練の報告を行う・・・・・・・・・・・・・・・・P14

## 参考資料：火口周辺の集客施設における訓練の検討にあたって

- 参考1. 平時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
- 参考2. 防災体制の立上げ、情報収集・伝達・・・・・・・・P18
- 参考3. 緊急退避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
- 参考4. 規制範囲外等への避難・・・・・・・・・・・・・・・・P21

# 1. はじめに

- 活動火山対策特別措置法では、噴火した場合に大きな噴石や火砕流等の火山現象の影響が想定される範囲内に立地する、
  - ・ 不特定かつ多数の者が利用する施設
  - ・ 防災上の配慮を要する者が利用する施設

のうち、市町村地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）に対して、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務づけられています。

- 本資料は、避難促進施設が単独で、または自治体等と共同で「火山防災訓練」を実施するにあたっての、基本的な考え方等を紹介しています。その後、施設で訓練を担当する方々が活用しやすいよう、令和6年6月版に付録を追加する等、令和7年5月に改定しました。
- 本資料を一読の上、訓練企画・実施の考え方を理解した上で、具体的な企画検討、実施を進めていただければ幸いです。

本資料では、火山活動が活発化した又は噴火した場合（以下「噴火時等」という。）を想定して行う避難訓練等を総称して「火山防災訓練」と呼んでいます。

ポイント



**避難訓練は、利用者を避難先に移動させる訓練に限らず、計画の読み合わせや図上による手順確認等様々な種類があります。**

## (参考) 避難促進施設の種類

集客施設等における噴火時等の避難確保計画の作成の手引きでは、  
避難促進施設※の特徴を踏まえて、以下のグループ分けをしています。

※活動火山対策特別措置法第六条第一項第五号イの政令第一条で定める施設

グループ		施設例	
集客施設	A	交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅 等
	B	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋、民宿 等
	C	屋外活動施設	キャンプ場、スキー場、動物園 等
	D	短時間滞在施設	観光案内所、休憩施設、飲食店、牧場 等
要配慮者 利用施設	E	医療機関	病院、診療所 等
	F	医療機関以外の 要配慮者利用施設	保育園、幼稚園、小学校、中学校、 老人福祉施設、障害者支援施設 等

## 2. 訓練にあたっての心構え

噴火が起こったとき（起きそうなとき）の状況をイメージして、どのような行動や対応が必要となるかを考えます。

- 本支援資料では、訓練の企画や実施にあたって、一般的に想定される状況や基本的な考え方等を示しています。他施設の訓練事例等も参考に、施設の特性（想定される火山現象、施設の位置、施設利用者の属性等）に応じて、具体的な訓練内容を考えてみましょう。
- 災害は想定どおりには起こらないかもしれませんが、避難が必要となる状況等を具体的にイメージして、やるべきことやその手順等を実際に確認してみることで様々な「気づき」を得ることができます。

火山地域での訓練事例については、以下の資料等を参照してください。

- ・ 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き
- ・ 地方公共団体等における火山防災訓練の取組事例集

<https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/index.html>

ポイント



はじめから完璧な訓練を目指すのではなく、まずはできるところからはじめてみましょう。

## (参考) 火山が噴火したときに何が起こるか

火山ごとに、また施設ごとに影響を受ける火山現象は異なります。訓練を機に、火山のことについて知ることが大切です。



出典：政府広報オンライン  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201502/1.html>

火山地域の特徴や、自らの施設にどのような影響があるのか、以下の資料等で確認してみましょう。

- 火山ハザードマップや火山防災マップ
- 噴火警戒レベルのリーフレット
- 市町村の地域防災計画
- 噴火警報等の火山の情報

これらの資料は、都道府県や市町村ホームページ、気象庁ホームページ等から入手できます。

訓練シナリオ作成とも関連する大事な項目です。詳しくは、市町村担当窓口にご相談してみましょう。

内閣府（防災担当）の普及啓発映像資料もご利用ください。

[https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha\\_shisetsu.html](https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html)

ポイント



日頃から火山防災マップや火山の情報をチェックして、施設への影響や対応について確認するようにしましょう。

### 3. 避難等が必要になる状況をイメージする

避難確保計画等を確認して、火山活動が活発になった場合や、噴火が発生した場合に必要な対応を具体的にイメージします。

No	確認のポイント	必要となる対応（具体例）
1	火山とどういう位置関係にあるか	火山の向きに、扉や窓ガラス、居室等がある場合は利用者等を遠ざける。
2	どのような火山現象の影響を受けるか	火口に近いほど噴石に警戒。溶岩流、火砕流、泥流等は地形の影響を受けやすい。
3	どのように情報を入手するか	市町村の防災情報のHP、メールを受信できるか。職場でテレビ、ラジオを視聴できるか。
4	どのような対応が必要になるか	施設長が不在の場合の責任者等は決まっているか。
5	どのような役割分担で対応をするか	消防計画に定める役割分担を、どの程度火山災害の対応に適用できるか。
6	どのように利用者に伝えるか	館内放送ではなく、対面で伝えたほうが良い方（配慮が必要な方）はいるか。
7	いつ、どこに、どのように避難するか	建物内で噴石が直撃しにくいスペースに退避。 火口から遠ざかる方向に、徒歩、自動車避難。
8	資機材や備蓄品はどこに、どれだけ保管しているか	物資の不足、保管の期限を過ぎている資機材・備蓄品はないか。

ポイント



避難確保計画を読み返すことや、火山噴火時の対応等について確認することも、重要な訓練の一つです。

## (参考) 避難確保計画の概要

避難確保計画とは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を定めた計画です。

No	記載項目	記載内容（例）
1	計画の目的	法令に基づいて、噴火時等に従業員や利用者等の安全を確保する計画であることを明記する。
2	施設の置かれた状況	施設に影響のある火山現象、火山と施設の位置関係図を明記する。
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	ピーク時の従業員数、施設利用者の最大数を明記する。 また、施設周辺にいる登山者・観光客等の人数を明記する。
4	防災体制	統括責任者、情報収集・伝達、避難誘導を行う責任者を明記する。 統括責任者が不在の際の代理者を明記する。
5	情報伝達及び避難誘導	噴火警戒レベル引上げ時等の防災体制を明記する。また、各噴火警戒レベルでの市町村との協議事項や、利用者に周知すべき事項を明記する。 建物内での緊急退避誘導を行う図面を作成する。
6	資機材の配備	保有設備、資機材、備蓄物資の数量、設置・保管場所を明記する。
7	防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	研修・訓練の内容、実施頻度、対象者を明記する。 避難確保計画の見直し、市町村への報告の必要性を明記する。 利用者への情報提供・啓発に用いる資料や周知の方法を明記する。



**ポイント** 避難確保計画には、施設の特長や避難等が必要になる状況、避難経路や避難先等が記載されています。

## 4. 訓練の内容を検討する

訓練の実施経験や施設利用者の負担等も考慮して、無理なく訓練が実施できるよう内容を検討します。

検討項目	検討にあたっての考え方等
目的	対応手順の確認・習熟や、避難確保計画の検証等を目的に実施します。
時期	山開きの時期や人事異動の時期等、適切な時期に実施します。 ※訓練で想定する時期と実際に訓練を実施する時期を変えることもできます
場面・項目	初動対応や避難誘導等、一部の場면을対象に訓練を行うこともできます。 宿泊施設等では、夜間を想定した訓練の実施も検討します。
シナリオ	「噴火警戒レベルの引上げ等に応じ、避難等を行う」 「噴火警戒レベルの引上げ前に突発的に噴火が発生し、避難等を行う」 の主に2通りのシナリオがあります。
参加者	職員や施設利用者に加えて、自治体や周辺施設等と共同で実施することもあります。利用者の参加が難しい場合は、職員が代理で務めることもできます。
その他	火山防災訓練の単独での実施が難しい場合は、地震や火災等を想定した既存の訓練の場を活用することもできます。

ポイント



市町村や地域が行う訓練への参加や、市町村との共同での訓練の実施についても検討してみましょう。

## 5. 訓練を実施する

訓練は主に以下の場面に分かれます。それぞれの場面に応じて、避難確保計画を参照しながら、必要となる対応や手順を確認します。一連の流れで行うことも可能です。

場面	必要となる対応	具体例
①平時の対応	防災体制や連絡網等を確認する。	職員を集め、避難確保計画を読み合わせる。
②防災体制の立上げ	噴火警戒レベルの引上げや火山活動の状況に応じ、防災体制の立ち上げを行い、役割分担等を確認する。	統括責任者、各班長で、噴火警戒レベル引上げ時に行う業務の内容や手順、不明点を避難確保計画をもとに確認する。
③情報収集・伝達	収集・伝達する情報ルートや所要時間を確認する。実際に無線等の通信機器やスピーカー等を使用して、機器の動作確認や使用方法の習熟を図る。	市町村役場の防災情報のHPにアクセスする。館内放送等の機器を用いて、読み上げ文章の試験放送を行う。
(④緊急退避) ※訓練想定に応じて実施	突発的な噴火が発生したことを想定し、緊急的に身を守るための対応を確認する。	避難確保計画に図示した緊急退避用の動線を利用者と歩き、退避完了までの時間を計測する。
⑤規制範囲外等への避難	避難が必要となった状況を想定し、利用者等を規制範囲外等に円滑に避難させるための対応を確認する。	避難所までの移動時間を計測する。担送、護送の必要な利用者を移動させる上で必要な課題を付箋紙に書き出し対応を協議する。

本資料では、火口周辺規制範囲や入山規制範囲、避難対象地域の外へ避難することを「規制範囲外等への避難」と呼んでいます。

ポイント



実働形式の訓練のほか、火山防災マップ等を活用して、避難経路の確認や避難手順の検証等を行うこともできます。

## (参考) 緊急退避と規制範囲外等への避難

噴火から短時間で火山現象が到達するおそれがある施設では、「緊急退避」について検討しておく必要があります。

- 噴火の発生から火山現象の影響を受けるまでの時間がなく、やむを得ず相対的に安全な場所で身を守るための行動を「緊急退避」と言います。

(具体的な緊急退避の行動)

- 噴石等から身を守るために「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」等



- 融雪型火山泥流から逃れるために「高台へ移動する」、「十分な高さがある堅牢な建物の上階等へ移動する」等



ポイント



緊急退避後は、火山活動の状況に応じて、市町村と協議し、または支援のもと、規制範囲外等への避難誘導を行います。

# (参考) 避難促進施設における避難訓練の例

## 鶴見岳・伽藍岳 (屋外活動施設)



**火山防災訓練のお知らせ**

開催日時 9月7日(木) 9:20~11:45

伽藍岳の噴火警戒レベルが「1(活火山であることに留意)」から「2(火口周辺規制)」に引き上げられたことを想定して、火山防災訓練を以下のとおり実施します。  
皆さまにはご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**訓練内容**

- 避難等に関するアナウンス
- 避難誘導

※実際の避難は必要ありません。  
ヒースを着用した避難者役職員が対応します。

**開催場所**  
施設内、登山口

**主催**  
大分県(担当課:生活環境部防災局防災対策企画課)

訓練実施の周知

## 磐梯山 (屋外活動施設)



### 訓練を実施しての施設からの声

今回の訓練も含め、伽藍岳が活火山であることについて、少しずつスタッフの意識は高まっているように思う。

訓練を実施しての気づきとして、有事の際の情報伝達について、慣れていない職員でも漏れなく行えるよう、フローチャート等のわかりやすい資料があるとよいと感じた。

### 訓練を実施しての施設からの声

今回の訓練は自治体からの呼びかけがあり参加した。避難確保計画作成後の初めての訓練であり、全てが完璧とは言えないが、実災害時でも慌てふためいて何をしたら良いのかわからないような状態にはならないと思う。

今後は毎年1度、施設の営業が始まる前に訓練を実施したいと考えている。

# (参考) 避難促進施設における避難訓練の例

## 霧島山（硫黄山）（屋外活動施設）



案内板による呼びかけ（4か国語）  
一次避難



えびの高原ホテル（2次避難）  
避難状況の把握



避難者把握表（平時から常備）



A E D、救護訓練（機能別訓練）



訓練終了後の研究会で振り返り

### 訓練を実施しての自治体（えびの市）からの声

今年度は、毎年行われるえびの高原自主防災組織による避難促進施設での避難誘導訓練の実施に合わせ、えびの市庁舎内において災害対策本部の図上演習を実施した。火山防災関係機関との連携の推進のよい機会となった。

## 6. 訓練の振り返りと避難確保計画の見直しを行う

訓練の終了後には、参加者の気づき（課題や改善事項等）の共有や、訓練成果や今後の対応等を整理するために、振り返りを行います。

◆ 振り返りの意見や明らかになった課題、問題点については、必要に応じて避難確保計画への反映や、警戒避難体制の改善につなげていきます。

※ 避難確保計画を更新した場合は、市町村へ報告を行いましょう。

場面	振り返りのポイント	具体例
全体	訓練の目的は達成できたか	準備していた議題を、時間内に終わることができた。
	なぜ達成できたか/できなかったか	各論に入る、散逸しかけた場面で、責任者が適切に話に入り、訓練のねらいを整理した。
	訓練の中で難しかった部分はあるか	利用者のうち、特に配慮が必要な方への対応が難しい。
	事前に準備しておくべきことはあるか	利用者の家族も含めて、緊急時の対応を説明しておく。
	避難確保計画等の見直しは必要か	入居時の同意書等を別途作成（計画の見直しは不要）。
各項目	防災体制に過不足はないか	噴火警戒レベル4引上げ時の業務量は、平常時の業務体制では対応困難。噴火警戒レベル3での動員が必要。
	職員は自分の役割を理解していたか	計画作成に関わった施設長のみ理解していた。
	呼びかけの内容・手段に問題はないか	館内放送で呼びかけが可能なよう、読み上げ原稿が必要。
	避難経路等の安全性に問題はないか	避難の動線に一部混雑化する箇所がある（経路設定の見直しが必要）
	避難に要する時間は想定通りだったか	概ね時間どおり（特に時間を要する利用者への対応を考慮する必要）。



ポイント 振り返り際には「もし○○だったら」等、実際の状況をイメージして、参加者同士で意見交換をすることも効果的です

## 7. 市町村へ訓練の報告を行う

訓練の実施後に、訓練の内容や明らかになった課題等、訓練の結果を市町村に報告します。

- ◆ 訓練の結果については、活動火山対策特別措置法に基づき、市町村に報告する必要があります。
- ◆ 報告する主な事項は以下のとおりです。

報告事項	必要となる対応
報告者	施設名称、住所、代表者氏名、電話番号 担当者氏名、担当者連絡先
対象施設	施設の名称、施設の所在地
訓練実施日時	
訓練場所	施設全体、施設の一部、施設外避難場所
訓練内容	防災体制確認、情報収集・伝達、避難誘導
振り返り	訓練を実施して得られた知見等

様式については、別紙「避難促進施設の火山災害に関する避難訓練【訓練報告書】」をご参照ください。

避難促進施設の火山災害に関する避難訓練【訓練報告書】  
○○年○月○日

○○市○○課 御中

報告者（施設名称）：○○○  
住所：○○○○○○○  
代表者氏名：○○ ○○  
電話番号：○○○ (○○○) ○○○

下記のとおり、避難確保計画に基づく訓練を実施しましたので報告します。

施設名称	○○○
施設の所在地	○○○
訓練実施日時	○○年 ○月 ○日 ○時 ○分 ~ ○時 ○分
訓練場所	<input type="checkbox"/> 施設全体 <input type="checkbox"/> 施設の一部 ( ) <input type="checkbox"/> 施設外避難場所 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
参加者（人数）	<input type="checkbox"/> 施設職員 ( ○名) <input type="checkbox"/> 施設利用者 ( ○名) <input type="checkbox"/> その他 ( )
訓練内容	<input type="checkbox"/> 防災体制確認 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( )
振り返り (所感)	○○○○○○○ ○○○○○○○
担当者氏名	○○○
連絡先（電話）	○○○
メールアドレス	○○○

訓練の様子は別添のとおり。



避難確保計画の改善や課題の解決方法等については、市町村から助言を受けることもできます。

## (参考) 用語集

用語	説明
緊急退避	火口周辺規制範囲や入山規制範囲、避難対象地域内において、噴火発生から火山現象の影響を受けるまでの時間がないため、やむを得ず相対的に安全な場所で身を守るための行動を「緊急退避」としている。 具体的には、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」、融雪型火山泥流から身を守るために「高台へ移動する」、「十分な高さがある堅牢な建物の上階等へ移動する」等の行動が相当する。
規制範囲外等への避難	施設の利用者等を火口周辺規制範囲や入山規制範囲、避難対象地域の外への避難を「規制範囲外等への避難」としている。突発的に噴火した場合には、利用者等の緊急退避後に、火山活動の状況等に応じて行う対応となり、また、噴火警戒レベルの引上げや立入規制により、避難が必要となった場合にとるべき対応でもある。特に、施設と市町村が協議して行う等、市町村との連携が重要となる対応である。
避難経路	施設もしくは地区から規制範囲外等の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について市町村と協議し、あらかじめ決めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。
避難手段	施設の利用者等を規制範囲外等まで避難させる際に、搬送するためのバス等の手段を指している。特に自家用車等を持たない利用者等をグループで避難先等に搬送するための手段としている。そのため、施設は日頃から利用者等の人数を想定しておくとともに、関係機関連絡先一覧には輸送機関を挙げておく。また、噴火時等における、その確保体制については、市町村と調整・確認しておく。
火山ハザードマップ	危険な火山現象（大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流等）の影響が及ぶ範囲を明示した地図。避難確保計画を作成するためには、火山ハザードマップで、施設と火口の位置関係や、施設や周辺にどのような火山現象の影響が及ぶのかを確認しておくことが必要。
火山防災マップ	火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難計画に基づく避難対象地域、退避壕・退避舎、避難先、避難経路、避難手段等に関する情報の他、噴火警報等の解説、住民や一時滞在者等への情報伝達手段等）を付加したもの。規制範囲外等への避難を検討する際には、火山防災マップで退避壕、避難先、避難経路、避難手段を確認することが必要。 また、従業員や施設の利用者の方が、いざという時には自ら避難行動をとるために、日頃から火山防災マップの掲示や配布を行い、危険な火山現象の影響が及ぶ範囲、避難先、避難経路、避難手段等を確認できるようにしておく。

- その他の避難確保計画等に係る用語については、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」をご覧ください。

<https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/index.html>

- 噴火警報等で用いられる用語については、「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」をご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/kazanyougo/mokuji.html>

# 参考資料

火口周辺の集客施設における訓練の検討にあたって

本資料では、主に火口周辺に位置する集客施設を対象に、訓練内容を検討するにあたって参考となるよう、検討の例やヒントを紹介しています。

# 参考 1. 平時の対応

## (1) 訓練の例

訓練項目	訓練の内容の例
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁や市町村のホームページや防災アプリ等を用いて、噴火警戒レベルの発表や、施設の所在地周辺の避難情報等の、対策に必要な情報を閲覧する</li> <li>内閣府ホームページ内の火山防災関連の映像を見る等、噴火した場合の状況をイメージする</li> <li>噴火した場合に、施設のどこからなら噴煙等が見えるかを確認する</li> </ul>
施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項について、避難確保計画を確認する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設に影響のある火山現象 / ■避難等が必要となる状況 / ■避難を確保すべき対象や人数</li> </ul> </li> </ul>
防災体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項について、避難確保計画に記載している内容を確認する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災体制（責任者は誰か、班長は誰か等） / ■施設内の連絡先（施設長の不在時に連絡がとれるか等）</li> </ul> </li> <li>緊急時の連絡網を用いて、非番の職員への連絡を必要に応じて行う</li> </ul>
資機材等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備や備蓄等の状況を点検し、不足がないかを確認する</li> <li>スピーカー等の通信機器の点検、操作手順を確認する</li> </ul>

## (2) ヒントや事例

- 日頃から、火山の情報や立入規制等の情報、火山の様子を確認する
- 職員の入替わりの時期等、定期的に避難確保計画を確認し、防災体制や連絡網等の見直しを行う
- 火山活動が活発になった場合等には、必要に応じて、近隣の施設や自治体担当者と情報共有を行う
- 資機材や備品等は、日頃から確認しやすいところに配置する
- 利用者が集まる場所や退避場所等に非常時の持ち出し品等を配置する

### 事例：気象庁の発表する情報の収集

気象庁では、火山ごとに発表している火山情報等を「火山登山者向けの情報提供ページ」に掲載しています。



火山登山者向けの情報提供ページ（気象庁）

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity\\_info/map\\_0.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html)

## 参考2. 防災体制の立上げ、情報収集・伝達

### (1) 訓練の例

訓練項目	訓練の内容の例
防災体制の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練の想定に応じて、必要な防災体制を立ち上げる</li> <li>職員への連絡、参集、指示を行う</li> <li>各班や各職員の役割分担を確認する</li> </ul>
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練の想定に応じて、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村等からの噴火警戒レベルの引上げ等の情報伝達経路を確認する</li> <li>■突発的な噴火の発生を想定した場合は、噴火の把握の方法や市町村等への情報伝達経路を確認する</li> </ul> </li> <li>施設の被害状況を確認する</li> <li>施設利用者等の状況を確認する</li> </ul>
市町村との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項等について、市町村と情報の共有等を行う                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■把握している火山活動の状況 / ■施設の利用者等の状況 / ■施設の被害の状況</li> </ul> </li> <li>避難に関する事項（避難の要否・有無、移動手段等）</li> </ul>
利用者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線等の通信機器や屋外スピーカー、掲示等を用いて、利用者への呼びかけを行う</li> <li>呼びかけが正しく伝達できているか、わかりやすい内容か等を確認する</li> </ul>

### (2) ヒントや事例

- 人員不足や体制の問題がないかを確認する
- 放送設備等により施設内の全域で呼びかけの内容が聞き取れるかを確認する
- 言葉の通じない利用者に配慮した呼びかけ、多言語による掲示等を検討する

#### 事例：速やかな初動対応のための準備

緊急時の連絡体制は、リストや一覧にしてまとめておきましょう。連絡先とともに、職員が取るべき行動や収集すべき情報等を記載しておくことで、速やかに情報伝達や避難誘導を行うことができます。

スピーカー等の通信設備を用いて利用者への情報伝達を行う場合等は、あらかじめアナウンス文を検討・作成し、近くに配置しておくことで、慣れない職員でも適切に情報伝達を行うことができます。

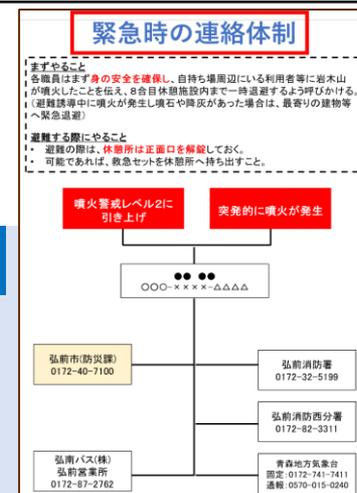
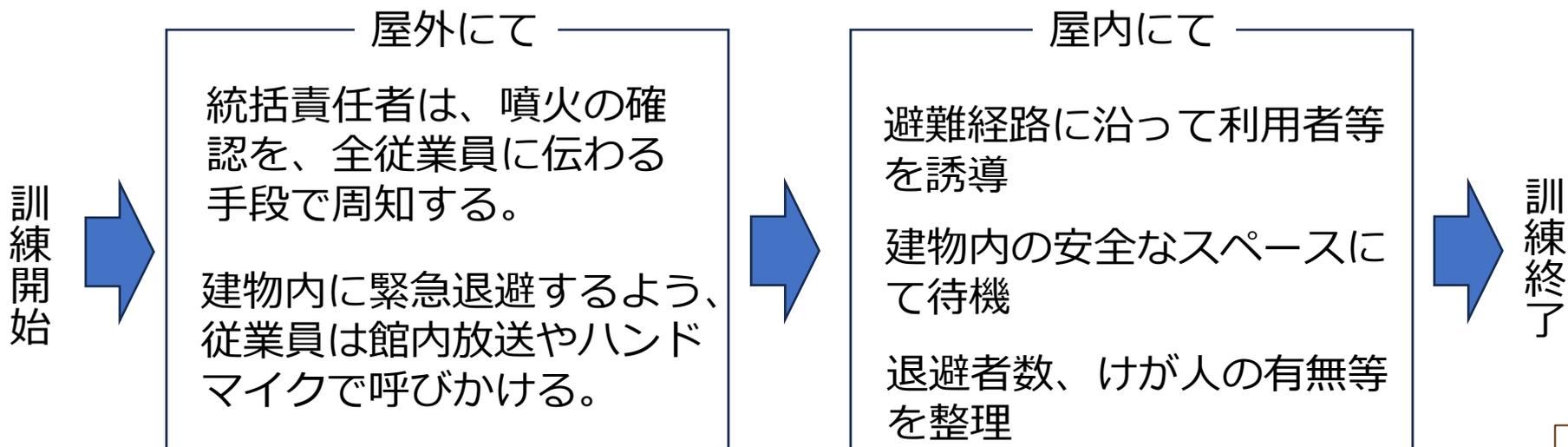


図 緊急連絡フローの例

## 参考3. 緊急退避

### (1) 訓練の例

訓練項目	訓練の内容の例
緊急退避の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山の活動状況等に応じて、緊急退避が必要な状況であるかを判断する</li> <li>利用者への緊急退避の呼びかけや誘導を行う</li> <li>緊急退避の経路や退避場所を確認する</li> </ul>
退避者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難確保計画で示された集計様式等を用いて、退避者の状況を収集・整理する</li> <li>負傷者の発生を想定し、応急処置を行う</li> <li>持ち出し品等を確認する</li> </ul>
避難誘導の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>退避した利用者へ避難経路の説明やヘルメットの貸与等を行う</li> <li>規制範囲外等への避難のタイミング等について、市町村と協議する</li> </ul>



## 参考3. 緊急退避

### (2) ヒントや事例

- 施設の管理区域が広範囲である場合、適切な人員の配置やフロアごとに担当を決める等、速やかに誘導や状況確認が行えるようにする
- 緊急退避に要する時間を計測し、必要に応じて、緊急退避の経路や退避場所の見直しを行う
- 施設利用者以外の周辺の滞在者が退避してくる可能性を想定し、誘導の方法や呼びかけの内容を検討する
- 緊急退避後には、ヘルメットの貸し出しや、噴石等による負傷を想定した応急処置等の対応を行う
- 噴火が継続する場合や、負傷者が発生した場合等を想定し、市町村と連絡をとり、協議や支援の要請を行う

### 事例：訓練に併せた救命講習の受講

火口近傍の施設では、突発的な噴火による噴石等で負傷者が発生する可能性があり、建物内への緊急退避後に応急処置等の対応が必要になることも想定されます。

自治体の消防本部等の協力を得て、火山防災訓練に併せて、従業員が救急救命講習を受講することを取り入れるのも良いでしょう（火山災害時以外の応急対応にも役立ちます）。



救命講習の受講例

# 参考4. 規制範囲外等への避難

## (1) 訓練の例

訓練項目	訓練の内容の例
規制範囲外への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者への避難の呼びかけや誘導を行う</li> <li>避難経路や避難場所の確認を行う</li> <li>負傷者が発生した場合や、避難経路が利用できない場合等を想定し、市町村と連絡を行う</li> </ul>
避難後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の残留者を確認する</li> <li>施設の閉鎖、職員の避難を行う</li> <li>施設全体の避難完了について、市町村に報告する</li> </ul>

## 事例：噴火警戒レベル5（避難）を想定した避難訓練

想定される噴火規模が大きい場合は、居住区域に甚大な影響が生じることも考えられます。

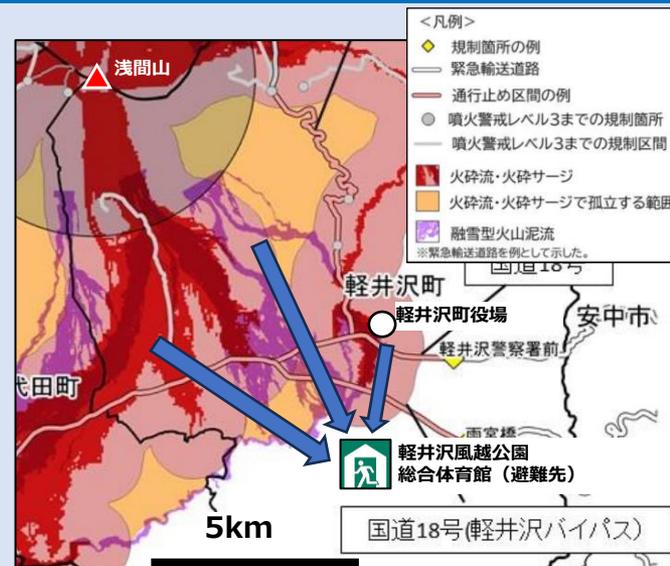
噴火発生時における被害を最小限にとどめるため、平常時から地域防災計画や火山避難計画等に基づき、大規模な噴火が発生した場合の避難訓練を実施することで、地域住民の火山災害に対する知識の向上や、規制区域外への避難方法等を定期的に周知していくことが重要です。



バスによる避難訓練



避難者への炊き出し訓練



浅間山広域避難計画（令和6年3月）より抜粋・加筆

## 規制範囲外への避難の例

## 参考4. 規制範囲外等への避難

### (2) ヒントや事例

- ・ 悪天候や、噴火の影響等も考慮して、避難経路の安全性を確認する
- ・ 避難に要する時間を計測し、必要に応じて、避難経路や避難誘導の見直し等を行う
- ・ 避難誘導中に負傷者が発生した場合や、避難手段のない利用者がいる場合を想定し、市町村と連絡をとり、協議や支援の要請を行う
- ・ 施設を閉鎖する場合の手順や、最低限の片付け（火の始末や持ち出し物品等）について確認する
- ・ 観光案内所や休憩施設等、施設を閉鎖した後にも、登山者等が立ち寄る可能性がある施設は、閉鎖後の情報伝達（掲示物等）について検討しておく

### 事例：避難誘導に係る掲示物の速やかな掲示

岩木山の避難促進施設（休憩所）では、緊急時に施設利用者に避難経路や避難先を伝えるため、掲示物（ポスター）を掲示することとしています。

平時は別の掲示物で目隠しをし、噴火時等には「剥がすだけのワンアクション」で、速やかにミスなく、必要な対応を行えるようにしています。

